# 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令 （平成三十一年政令第七十三号）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第二条第三項の政令で定める日は、平成三十一年四月一日とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。